

3 階建て建物への直結直圧給水施行基準

越谷・松伏水道企業団

平成 28 年 4 月

3 階建て建物への直結直圧給水施行基準

第1章 総 則

1. 目 的

この基準は、3 階建て建物への直結直圧給水の設計及び施工並びに維持管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 適用要件

- (1) 直結直圧給水は、3 階建て以下の 1 戸建専用住宅(2 世帯住宅を含む)、共同住宅及び事務所等とする。
- (2) 分岐が可能な配水管口径は 75 mm 以上とする。
- (3) 配水管の最小動水圧が 0.25Mpa 以上であること。
- (4) 配水管から分岐可能な給水管口径は、配水管口径の 1 ランク以下の口径とする。
- (5) 給水できる給水栓の高さは、分岐道路面より 8m 以下とする。

第2章 給水装置の構造

3. 給水装置は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 給水装置の設置は、1 敷地につき 2 箇所までとする。
- (2) メーター口径は 1 戸建専用住宅、共同住宅においては 25 mm 以上、事務所等については給水管口径決定計算書によりメーター口径を決定する。ただし、各階メーター格納庫（以下「P S」という。）内にメーターを設置する共同住宅等においては、20 mm 以上とする。
- (3) メーターから各階までの配管口径は、1 戸建専用住宅・共同住宅においては 25 mm、各階 P S 内にメーターを設置する共同住宅等においては 20 mm 以上とする。

- (4) 共同住宅等で立ち上がり管が複数となる場合は、原則として1階P S
内立ち上がり管に第2仕切弁を設置する。

第3章 給水装置の設計

4. 事前協議

- (1) 3階建て建物への直結直圧給水を行う場合は、あらかじめ3階建て建物への直結直圧給水協議書(第1号様式)を企業長に2部提出し、事前協議を行うものとする。

- (2) 3階建て建物への直結直圧給水協議書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

ア 案内図 イ 配置図 ウ 給水管系統図(平・立面図)

エ 給水管口径決定計算書(専用住宅、共同住宅等は除く)

オ 配水管の自記録水圧測定表 カ P Sの平・立面図

キ 3階建て建物への直結直圧給水に係る誓約書(第2号様式)

ク その他必要とする図書

- (3) 3階建て建物への直結直圧給水の申込みは、事前協議の結果に基づき設計を行い、給水装置工事の申し込みを行うものとする。

- (4) 事前協議の内容に変更があった場合は、再協議を行い、改めて承認を得るものとする。

- (5) 事前協議審査の結果、適合と認めた場合は3階建て建物への直結直圧給水承諾書(第3号様式)を交付する。

5. 給水戸数

共同住宅等における給水管口径ごとの給水戸数は次表のとおりとする。ただし、共用栓は戸数に含まないものとする。

給水管口径別給水可能戸数表

| 給水管口径 | ファミリータイプ | ワンルームタイプ |
|-------|----------|----------|
| 75 mm | 24 戸 | 33 戸 |
| 50 mm | 9 戸 | 12 戸 |
| 40 mm | 6 戸 | 9 戸 |
| 25 mm | 1 戸 | 1 戸 |

第4章 工事の施工

6. 配管上の留意事項

(1) 共同住宅等の P S の基準は次のとおりとする。

①有効スペース

- ・ 1 個設置の場合は、間口 600 mm、奥行 400 mm、高さ 500 mm 以上
- ・ 2 個上下の場合は、間口 600 mm、奥行 500 mm、高さ 700 mm 以上
- ・ 2 個左右の場合は、間口 900 mm、奥行 400 mm、高さ 500 mm 以上

②メーター前後の配管は、次のいずれかのユニットにて施工する。

- ・ 共同住宅用標準波状継手ユニット

(JWWA G - 369 認証品)

- ・ 共同住宅用メーターユニット

(JWWA 基本基準認証品 板パッキン・停水ハンドル仕様)

③ P S 開口部は、共用スペース側（廊下等）とし、部屋内には設置しない。

④水道メーターは、開口部正面で、交換に支障がないようなるべく低く、手前に設置する。

⑤水道メーターは発泡スチロールの保温カバー（検針が容易な開閉可能なもの）で覆い、配管についてはすべて保温材を用いて防寒措置をする。

⑥水道メーターの検針及び交換作業等に支障がないよう、水道メーターに

保護カバーをした状態で、上部に 400 mm以上の空間を確保し、かつ空間部分には、ガス・電気・給湯等の配管、配線を行わない。また、ガスメーターとの離隔を 100 mm以上確保する。

⑦ガスメーターが設置されているときには、必ず防爆措置として開口部扉上下にガラリ等（100 cm²以上）の通気口を設ける。

⑧ P S 内に設ける自動排気弁については止水栓を設け、F L より高さ 1,500 mm以上とする。

⑨水道メータースペース以外の箇所にメーターを設置する場合、共用メーターの位置、配管等は企業団の指定のとおりする。

第5章 その他

7. その他

(1) 既存建物の3階直結直圧給水への切替えについては、この基準に定めるもののほか別に協議するものとする。

附記

この基準は、平成 12 年 7 月 1 日から実施する。

附記

この基準は、平成 14 年 5 月 1 日から実施する。

附記

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附記

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附記

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附記

この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。

附記

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

第1号様式

平成 年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企業長宛

申請者 住所

氏名

㊟

3階建て建物への直結直圧給水事前協議書

3階建て建物への直結直圧給水施行基準に基づき、下記のとおり協議します。

記

1. 給水装置設置場所

2. 指定給水装置 指定番号 第 号

工事事業者 事業者名

及び代表者名

㊟

主任技術者

㊟

3. 建物概要 建物 新設 既設

給水装置 新設 改造

建物用途 _____ (戸)

4. 水圧測定値 最小 Mpa 平成 年 月 ~ 日 時間

添付書類

ア 案内図 イ 配置図 ウ 給水管系統図(平・立面図) エ 給水管口径決定計算書(専

用住宅、共同住宅等は除く) オ 配水管の自記録水圧測定表 カ P Sの平・立面図

キ 3階建て建物への直結直圧給水に係る誓約書(第2号様式) ク その他必要とする図書

第 2 号様式

平成 年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企 業 長 宛

3 階建て建物への直結直圧給水に係る誓約書

1. 給水申請承認後、給水装置の改造はしません。
2. 配水管の水圧水量の変動により水圧低下を生じても異議申し立てをしません。

下記給水装置設置場所における 3 階建て建物へ直結直圧給水を受けるにあたり、上記事項を遵守します。

給水装置設置場所 越谷市
松伏町

給水装置の所有者 住 所
氏 名

Ⓜ

第3号様式

水企施第 号

平成 年 月 日

様

越谷・松伏水道企業団

企業長

3階建て建物への直結直圧給水承諾書

受付第 号で協議のあった建物について、次の内容で直結直圧給水することを承諾します。

記

1. 給水装置設置場所

2. 指定給水装置 指定番号 第 号

工事事業者 事業者名

及び代表者名

3. 建物概要 建物 新設 既設

給水装置 新設 改造

建物用途 _____ (戸)

3階建て建物への直結直圧給水のフロー図

